

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 26 年度 第 8 回定例  
7 月 25 日（金）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 7 月 25 日に教育委員会第 8 回定例会を招集した。

- |   |             |                        |              |           |
|---|-------------|------------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時        | 平成 26 年 7 月 25 日 ( 金 ) | 開会           | 13 時 30 分 |
|   |             |                        | 閉会           | 16 時 50 分 |
| 2 | 会 場         | 教育委員会議室                |              |           |
| 3 | 出席者         | 委 員 長                  | 加 藤 文 夫      |           |
|   |             | 委員長職務代理者               | 溝 口 紀 子      |           |
|   |             | 委 員                    | 興 直 孝        |           |
|   |             | 委 員 ( 教育長 )            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 ( 説明員 ) | 山 崎 泰 啓                | 教育次長         |           |
|   |             | 水 元 敏 夫                | 教育監          |           |
|   |             | 池 田 和 久                | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |             | 高 橋 雄 幸                | 健康安全教育室長     |           |
|   |             | 山 本 知 成                | 教育政策課長       |           |
|   |             | 中 川 好 広                | 情報化推進室長      |           |
|   |             | 平 松 明 子                | 人権教育推進室長     |           |
|   |             | 河 野 康 裕                | 財務課長         |           |
|   |             | 須 山 智 佐子               | 福利課課長補佐      |           |
|   |             | 林 剛 史                  | 義務教育課長       |           |
|   |             | 渋 谷 浩 史                | 高校教育課長       |           |
|   |             | 渡 邊 浩 喜                | 特別支援教育課長     |           |
|   |             | 北 川 清 美                | 社会教育課長       |           |
|   |             | 増 田 曜 子                | 文化財保護課長      |           |
|   |             | 福 永 秀 樹                | スポーツ振興課長     |           |
|   |             | 石 井 宣 明                | 静岡教育事務所長     |           |
|   |             | 渡 邊 聡                  | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |             | 谷 野 純 夫                | 中央図書館長       |           |
|   |             | 杉 本 寿 久                | 総合教育センター所長   |           |
|   |             | 羽 田 明 夫                | 義務教育課人事監     |           |
|   | 静岡県社会教育委員会  | 阿 部 耕 也                | 委員長          |           |
|   |             | 松 永 由 弥子               | 副委員長         |           |

#### 4 その他

( 1 ) 第13号・第20号・第21号議案は、原案どおり可決された。

( 2 ) 報告事項 1 ~ 4 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、溝口委員、興委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案及び報告事項の取扱いについて諮る。第13号・第20号・第21号議案は個別の人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第13・20・21号議案を非公開とする。今回は非公開案件から審議を始める。

**< 非 > 第13号議案 静岡県スポーツ推進審議会委員の委嘱**

非公開

**< 非 > 第21号議案 第34期静岡県社会教育委員の委嘱**

非公開

**< 非 > 第20号議案 教職員の懲戒処分**

非公開

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開とする。

**報告事項 1 第33期社会教育委員会の報告**

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 第33期社会教育委員会の報告」について、阿部社会教育委員長より説明願う。

社会教育委員長： < 報告事項についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 長い期間の活動に感謝する。

さて、今日、阿部社会教育委員長から御報告いただいた第4章であるが、「(1) ライフステージにそった循環型支援 支援を受けた人が支援する人になる」と「(2) 成熟した地域社会の構築 地域の実情に即した対応」とあって、本文を読んでもなかなか理解できない。私の

認識が正しいか分からないが、基本的には循環型社会があってみんなそれぞれ関わる人が支援を受け、ある段階からは支援する立場になる、それがライフステージ全般を通しての話である。まず、地域に沿った問題として事例は挙がっているが、それぞれの地域の特徴を自分たちで発見して整備して、それぞれの行政単位がしていかなければいけないというメッセージだと思う。

2つ目は、成熟した地域社会の構築がゴール目標であって、そのために地域の実情に即して適切な学校本部を作り、それを機能させて成熟した地域社会を作ること、それが狙いだと理解してよいか。

社会教育委員長： そうである。

溝口委員： 問題を抱えている家庭はどうしても自己責任でそのような家庭になってしまったと思われがちだが、そうではなく、社会で様々な問題が顕在化しており、それを解決していくことが多様化している社会のあり方を示していくということである。家族のあり方なども多様化が進んでいる。特に家庭では外国籍家庭や一人親家庭などが増えており、どうやって行政がつながりをもとめていくのか。そこでプラットフォームという場の提供のやり方が考えられると思う。私もざっくりとしか読んでいないが、その内容の整理の方法は世代によっても違って来るだろうし、世の中を取り巻く環境もものすごく早く変わってきている。特に社会教育・家庭教育に関するこのような審議会では、スピード感が求められているところもあり、問題も大きく本当に大変である。ぜひプラットフォームの具体的な与え方も審議して検討していただきたい。

なお、家庭教育に関して、学習への指摘もあったが、学習はどうしても看板のようになりやすい。特に家庭教育の成果は出やすいので一人歩きしてしまう恐れがある。大所高所から俯瞰して問題に取り組んでいただきたい。

委員長： 支援を受けた人が、ある時期から支援をする立場になる。この指摘は非常に分かりやすいし、以前から日本の社会はそうであった。しかし個人主義が浸透する中で、「私は税金を払うだけ、あの人は税金から支援を受けるだけ」ということを矛盾と感じてギクシャクした社会になってしまうのではないか。日本はまだいいが、最近のアメリカなどでは金持ちだけが集まる町ができている。高額納税者が集まるので、その街だけで税金を使って立派な学校や施設を作っている一方、その税金は隣町で補助を必要としている人には届かなくなっている。そのような地域的なモザイク状態が起きている。教育はお金に換算されるものではないが、そこでは全てのサービス・支援が全てお金に換算されて「得した」「損した」という感覚になってしまっている。そこをどのように変えていくかが教育委員会の中でも大きな課題になっている。

子育てについても福祉と教育の2つがある。福祉は福祉で、教育は教

育でと別に行ったら上手くいかない。先日の移動教育委員会でこども園へ行ったときに、保育園は福祉で厚生労働省、幼稚園は教育で文部科学省と所管が分かれていたが、子どもたちの生活全般を向上させないと福祉も教育も上手くいかないのでは、福祉と教育が手を携えあって支えあわないといけないということは現場の意識では出ていると感じた。行政の区分は過去には意味があったのかもしれないが、今は時代に合わなくなっている。また、保育園では保育が主で教育が従であり、幼稚園では教育が主で保育が従であるとする、その子たちが小学校1年生に入ってきたときにどうなるか。それでは大きな差が出てくることになる。学習する準備ができていない子どもと、その準備がない子どもが一緒に教室に入るとすれば、最初の半年間や一年間はクラスをまとめることにだけエネルギーを使っていくことになるという問題も現場から訴えられた。

したがって、社会教育をどうやっていくかが非常に重要であると思う。これで2年間の報告をしていただいたが、前は家庭教育支援ということを中心にしていただいた。この提言の中に出てきている「新たなプラットフォームを生み出す」「地域の特色を生かす」というようなところに重点を置いていくと、次の審議テーマとしてはコミュニティ・スクール、学校を中心とした地域づくりをどうしていくのかということも教育委員会として考えていかねばならないことであり、皆さんにお願いしなければいけないことになると思う。

この「地域の特色を生かす」ということはよく分かる。例えば静岡県でも郊外に行くと、地域社会がしっかりしており、その上に学校があり、その上に地方行政があるという地域がある。一方で、都市化して3年や4年の親の転勤で一時的にその地域に住んでいる人もいて、住んでいる人たちのコミュニケーションもとりにくい状態の中で、新たなコミュニティを作っていくと子どもの教育もままならないという地域もある。そのような現実の中で、この「地域の特色を生かす」ということはよく分かるし、推進していかねばならない。そして地域社会ができていないところでは、プラットフォームを作り直して、その中でそれぞれの人々が役割を持ちつつ、子どもの教育を担っていくとしないと上手くいかないと思う。

非常にいい提言をいただいたので今後には生かしていきたい。また、引き続きまた新しいテーマを研究していただくことになるので、よろしく願います。

他に異議はないか。

全 委 員：（特になし）  
委 員 長： 報告事項1を了承した。

委員 長： 報告事項 4 頁「報告事項 2 第 2 回地域とともにある学校づくり検討委員会」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

私はこの検討委員会に出席したので、課長の説明を補足する。講師の藤原和博氏の話は非常に分かりやすく、また彼のマネジメントの仕方がよかったと感じた。できない人を非難するのではなく、学校の構成員の中で特技のある人を上手く使っている。どうしても教師は欠点を見てしまう。しかし、藤原氏の場合は減点主義ではなく、「いいところがあれば、学校に生かしてほしい」という考え方であった。

これまで、なぜ藤原氏が杉並区立和田中学校の校長となったのか疑問であった。それまで義務教育で民間人校長を招くことはなかったからである。先日の都道府県教育委員会連合会総会で、東京都の比留間教育長と話をする機会があり、そのことを尋ねると、藤原氏が杉並区に住んでいたこともあるが、和田中学校の保護者が「ぜひ校長になってくれ」とお願いして、杉並区の教育委員会に働きかけたとのことであった。そのとき、東京都や杉並区もそのような前例がないので迷ったが、そこまで住民が推薦するのであれば、ということで面接試験を経て校長に抜擢したとのことであった。その話を聞いたときに、藤原氏がやろうとした意図は素晴らしいが、それを支えた地域の方がいて、それを認めた教育委員会があったことが、和田中学校を大きく変える力になったのだと思った。どうしても教育委員会にいると我々は前例主義になりがちであるが、できるかもしれないという発想で取り組んでいかないと、教育改革はできないのではないか。

それから、「コミュニティはコミュニケーションの束」という言葉は意味が深いと感じた。コミュニケーションのないコミュニティは、コミュニティではないということである。人が沢山寄り集まっても、集まった人達がお互いにコミュニケーションしていない、バラバラな状態であったとしたら、そこはコミュニティではないと逆説的に言っているわけである。逆に、それぞれの仕事や考え、置かれた状況は違っても、そこでコミュニケーションを引き起こす方法として学校を活用したのだ、という言い方をしていた。

また、教えるということについても、彼がとにかく学校の学力を上げようと言い出したのは、区の中で 23 中学校のうち、上から 21 番目の中学校だったからである。そして、彼と次の校長 2 代に渡って努力した結果、杉並区で学力 1 番の中学校になったのである。彼が学力向上に目をつけたのは、いじめや登校拒否など、子どもたちが荒れる原因は何かと考えたときに、「勉強が分からないから荒れるのではないか」と仮定したからである。「学校で教えることを、子どもたちがきちんと理解できれば学校は荒れなくなる」という信念で、下手ないじめ対策や非行対策をせずに、まずは子どもたちの学力を上げることを目指した。

その結果、学力が上がるにつれて、日々の学習に対する子どもたちの興味が増していき、その結果として荒れた状況がなくなったという説明であった。これは非常に大事なことであると思う。学校で「ここにいじめがある」「ここに不登校がある」「ここに非行がある」とモグラ叩きのように叩いても根本的な問題は解決しないが、子どもたちの学習意欲を上げればそのような諸々の課題が自動的に解決するという話を聞いたとき、「これは学校の先生にとってやりやすいことだ」「講義を一生懸命やれば楽になる」と感じた。このことは、我々に一筋の光明がさしたのだと思う。

もう一つ、コミュニティ・スクールの中で大事にしていたのは、東京都内にいる教職を目指す大学生にボランティアで子どもたちを教えてもらったことである。大学生が将来学校の先生になってその子どもたちを再び教える、というように、和田中学校で学んだことを自分の将来設計に生かしていくことができた。また、教えられて成績が上がった子どもが、成績が低い子どもたちを教えるようになったことも大きい。静岡県の中でも小中一貫をやっている学校では、高学年の子どもが低学年の子どもを教えることで、全体の学力が向上したと聞いている。よく分かる子どもが、分からない子どもに自分が分かったことを教えるという教え合いが非常に大事である。また、そうすれば学校の先生が多忙にならないという話もあった。

興 委 員： 最近、杉並の教育改革について調査しているが、日本のPTA制度が作られる前から、杉並区では「荻窪教育懇話会」を発足させ、日本で最初に「学校を社会が引っ張っていく」という取組をスタートさせている。東京大学法学部の安井郁教授もそうだが、杉並区は高等教育を受けた人が多かった。それもあって、文部省が政策を打ち出す前から杉並区だけで独自に、産業界も大学関係者も行政官も入り込んで、教育の現場をつくってきた。その長い歴史の中で、今日がある。藤原氏だけを捉えるのではなく、約百年間にわたる長い歴史をずっと勉強してみると、教育がどのように社会の中で役割を果たすかが見えてくるのではないか。

ビキニの問題を調べる中で、杉並区の教育の関係者と知り合ったが、ビキニの問題が起こる前からそのような活動をしていたとのことである。静岡県内で第5福竜丸のことが大々的に取り上げられるのは遅かったが、それを日本の中でスタートさせたのが杉並区である。いろいろな問題を取り上げながら、社会で子どもたちをどう育てるかという学校教育の現場を皆で見て、これはいかんということで、社会が学校の中に入り込んできたという典型的な例である。安井郁氏もそうであるが、公職追放を経て、学校のあり方を検討した歴史がある。この問題も地域とともにある学校づくりも、最近の問題だけ捉えるのではなく、長い歴史の中で、どのような変遷を経てきたのかを捉えれば、おのずと答えが出てくるのではないか。新しく作るのではなく、整理

するだけで出来上がってくると思う。委員も現在の立場だけで話される方もいるので、歴史観に立って話される人もいれていただくと違うものが見えてくるのではないか。

溝口委員： 参加されている委員にも、この会議のグランドデザインや着地点がどこにあるのかが見えていないように感じる。私が知事から直接聞いたのは、総合教育会議のプレ的な位置づけで、ということであった。そのようなところも御理解いただいた上で、教育委員会定例会での手交なども含めて最終的な報告をしてもらいたい。

義務教育課長： 最終的なものについての具体的なイメージは、矢野理事長と相談しながら進めていく予定である。今回はグランドデザインの骨子を示しながら、収束させるところは収束させていく。具体的なイメージについてはまた報告する。

また、総合教育会議については、知事自身にこの検討委員会を先駆けにする意向があるようだ。今日の午前の定例幹部職員会議でも説明したが、制度上は知事と教育委員会がメンバーで、プラスして必要があれば参加者を追加することになるが、知事は大人数をイメージしているようだ。ただ、そうすると議論が拡散する恐れがあるので、整理していく予定である。

また、最終的には、先ほどの社会教育委員会の報告書手交のような形式まで検討しているところであるが、何か形になるようにはまとめていきたい。

溝口委員： 私が聞いた範囲では、参加者にも落としどころが見えていないようだ。グランドデザインの骨子が見えてくるとまた論点が絞れてくるとおもうので、今後の展開に期待している。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項2を了承した。

### **報告事項3 平成27年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領、平成27年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領**

委員長： 報告事項6頁「報告事項3 平成27年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領、平成27年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： まず、磐田西高等学校において、今回から学校裁量枠を導入する理由は何か。

また、裁量枠のあり方について、県議会でも検討して見直すことが議論になっているが、その進捗状況を教えてほしい。

さらに、裁量枠の審査項目で、「体育的活動」とあるが、体育は教科



教育の中の体育であり、部活動の裁量枠は体育の評価ではなく部活動の評価での選抜なので「スポーツ的活動」とするほうが適切ではないかと思うがいかがか。

高校教育課長： まず、磐田西高等学校であるが、校長の判断で新たに申請したものである。多様な人材を選抜したいということ、運動部を中心に部活動を活性化させること、また「総合ビジネス科」は商業系の学科であるが商業系について適性のある生徒を集めたいとして行うものである。

次に、裁量枠のあり方についてである。これには教育委員会定例会でもいろいろな御意見をいただいているが、スポーツにしても様々な種目があり、高校ごとにいろいろな種目を設定している。また、スポーツ以外にも農業や商業への適性や意欲など、様々な観点での選抜が行われている。様々な要素を分析しないといけないので、現在は学校別状況や体罰との関連も分析して、総合的に協議する場を設けたいと思っているところである。

そして、「体育的活動」についてであるが、選抜において実技検査を実施している学校もあるが、特定スポーツの実技ではなくあくまで中学校の体育の内容の範囲内で判断している。特別な技能検査を行っているわけではないので、「体育」と表現したものである。

溝口委員： 体育の成績が優秀な生徒がエントリーしているということか。

高校教育課長： 選抜に当たっては、調査書や学力検査も選抜資料として総合的に判断するので、体育だけというわけではない。

溝口委員： 裁量枠は、入学の時点ではいいが、アウトプットの検証ができていない。裁量枠で入学した生徒が、高校でどのように成長し、どのような形で卒業していくのか、部活動だけでなく学力も含めて検証してほしい。また、学校を活性化させるための裁量枠であるが、その人材が入学することで学校の特色が出たのかという振り返りがないまま続けているために、体罰などで裁量枠への疑問がでてきているのではないか。入学後に生徒がどれくらい伸びたのか、振り返る仕掛けがあるといいと思う。

高校教育課長： 裁量枠を行っている高校の競技実績なども整理して報告する。

委員長： 生徒が集まらない学校で裁量枠を行うのは、生徒募集に苦しむ私学で、学力試験を課さない推薦入試の定員を増やして生徒数を確保している状況と変わらない。そのような生徒が入学することによって、全体の学力の維持が難しくなることも起こりうる。生徒が集まりにくいので試験を免除して裁量枠に当てるという手法にはしないほうがよい。もっと別の方法で学校の魅力を向上させて、応募者を増やしていくべきである。

また、三島北高等学校で「スーパー・グローバル・ハイスクールに指定されたので、それに適合した生徒を裁量枠で選抜する」とのことだが、それによってどのような特徴がある生徒が入学してきたのか、また来年度に報告してほしい。

溝口委員： 振り返りが無いのも問題だが、募集定員に占める割合もまちまちである。この割合はなぜなのかが見えない。学校の特色を出すという戦略であれば、もっと割合を増やしてもいいはずである。裁量枠はあまり透明性がないと指摘されているが、「このような生徒を入学させて、このような高校にしたい」という、校長の戦略性が分かるようにしてほしい。

他県の状況を聞くと、裁量枠は静岡県の特徴のようなので、あり方の見直しを含めて、しっかりしてほしい。

高校教育課長： 裁量枠の選抜でも、一般入試と同じく調査書の内容だけでなく学力検査を課しており、しっかりした選抜を行っているという見方もできる。

溝口委員： 裁量枠が形骸化していないかのチェックも必要である。

委員長： 募集定員に占める裁量枠の割合を見ると、一般に「進学校」と呼ばれる高校ほど裁量枠の割合が低く、そこに何かの意図が見えてくるように感じる。

高校教育課長： その傾向はあると思う。

興委員： 別冊の資料で、104頁以降の「選抜方法の概要等」を見ると、「重視する観点」と「審査項目」が一般的な記述になっているので、直接的には結びついていないように感じる。「中学校における学習」を重視して「5教科の学習成績」で審査するのはよいが、例えば「花・野菜・果樹栽培に対する関心、活動意欲」は客観的には分かりにくく、一般的な記述に終わってしまい、「調査書の諸項目の記載事項及び学力検査の結果に問題のない者を対象に、作文及び面接の結果に優れた者を合格者とする」となっている。学習成績やスポーツでの選抜は具体的であるが、今のような関心、意欲での選抜はメッセージが伝わってこない。枠を設けることが狙いではなく、むしろどのような人材を育てていくかという思いが重要であるが、書類にはまとめられていない。大事なのは学校の特色をどう出すかではなく、特色ある人材をどう育てるかであり、それを担える学校に対して教育委員会が適切な支援をしていくのが、教育委員会の教育行政である。せっかく選抜実施要領を定めて、県民に「特色のある学校に」と言ってもよく分からない。今年度はここまでできているのでこのままでよいが、来年度に向けて、何のための選抜なのか掘り下げた議論をしていかないといけない。今日の議論の中で、学校の経営計画書を含めて、学校がどうしていくかということに対して教育委員会がてこ入れをするので、そのような観点から出口や結果の検証をしてほしい。進学校には何もなくても皆が関心を持っていて生徒は集まるが、その他の高校が裁量枠に躍起になるのではなく、どんな特色ある人材を育てるのかに着目して教育行政をしていく必要があると思う。

なお、定時制課程にある「学年制による定時制の課程」と「単位制による定時制の課程」について違いを教えてほしい。

教育長： 学年制は全日制課程で一般的であるが、学年ごとに修了認定して進級

していくものである。それに対し、単位制は特に学年の概念はなく、卒業までに指定された単位を揃えて特別活動をやれば、卒業が認定されるもので、いわゆる留年（原級留置）は存在しない。もちろん在籍期間の制限はあるので、通常であれば3年間は在籍しないといけないという規定はある。

興 委 員： 「学年制による定時制の課程」と表記しているが、全日制課程も学年制をとっているということか。なお、特定科目の単位が取れなくても、別の得意科目で補えるのか。

教 育 長： 学年制については、各学校の教務規定で学年修了認定の基準を定めているので、一部の科目の単位を取れなくても学年修了するという学校もありうる。

また、なぜ定時制においてあえて「学年制」「単位制」を明記したかであるが、全日制でも「学年制」「単位制」があるが全日制では入試選抜が同じなので特に明記しなかったということである。

興 委 員： 単位制は全日制にもあるのか。

教 育 長： 富岳館高等学校や小笠高等学校、浜松大平台高等学校など、総合学科を置いている高校は単位制である。

興 委 員： 単位制であっても、コアの科目の単位が取れないと学年修了はできないのか。

教 育 長： 単位制では学年の概念がないので学年修了の考え方はないが、コアというか必修科目はあるので、その規定は設けられている。

なお、先ほど御指摘のあった特色ある人材育成についてであるが、その学校の教育目標に集約される。学校教育目標と照らし合わせれば、その学校でどのような教育をしてどのような生徒を育てるかが分かるが、今回の資料はあくまで入試選抜の実施要領であり、そこまで含めてまとめてはいない。各高校が中学生や保護者に向けて作成する広報誌やパンフレットには、どのような生徒を育てるために、どのような裁量枠を設定するのかが記載されている。

興 委 員： 選抜方法で、成績とスポーツ以外は基準がよく分からない状況で生徒に示されている。照らし合わせて分かるというのではなく、選抜資料の中に概要まで入れないと意味がないと思う。

教 育 長： 大学のように大学ごとに入試要項を出すのではなく、県内の公立高校100校近くの実施要領をまとめているので、学校教育目標を含めて全てを載せるとなると膨大な情報量になってしまう。

興 委 員： 「審査項目」の「農業後継者としての意欲」を見ようとしたときに、「調査書の諸項目の記載事項及び学力検査の結果に問題のない者を対象に、作文及び面接の結果に優れた者を合格者とする」では、農業後継者としての意欲などは見えてこない。詳しく書く必要はないが、農業後継者としての意思を見たいというメッセージを入れる努力をしてほしい。

教 育 長： 「農業後継者としての意欲」は学校として重視する観点なので、当然

「作文及び面接の結果に優れた者」は農業後継者としての意欲を観点として見て優れているのかを評価している。

興 委 員： 他の学校の事例には、科目数やスポーツについて細かく規定しているところもあるので、そのような工夫が必要だと感じる。その努力によってどのような人材を育てるのが伝わってくると思う。

教 育 長： 具体的にどのような基準にすればよいか。

委 員 長： 記述の方法はともかく、気になることがある。今の裁量枠は、サッカー・野球で多く実施されているが、少子化の流れの中でチームスポーツでは人数が集まらないことが起こっている。そのため、地区ごとに部活動を整理して、この高校は野球、あの高校はサッカーなどのようにまとめざるをえない時期に来ているのではないかと。

教 育 長： それについては、ここですぐに結論を出すことは難しいである。

溝 口 委 員： いい人材を集めるということは、ある意味学校運営の一つの指針でもある。その大事な選抜方法がどの学校も同じような文章だと、本当に求める人材について明確になってこない。大学的だが「アドミッションポリシー」として各学校では、部活動で学校を盛り上げようとしているが、部活動は手段であって文化ではない。規律や伝統こそが文化であり、容易に部活動で特色を出そうとする風潮は見直してほしいと思う。

委 員 長： 県議会においても、裁量枠については疑問点が出されているので、場を改めて裁量枠のあり方や制度改革の方法について、議論をしていきたい。

教 育 長： 記述や表現の方法についても御指導いただきたい。

委 員 長： 表現の前に、本質的な部分が議論されていないために表現が曖昧になっているという面もあるので、改めて議論したい。  
他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項3を了承した。

#### 報告事項4 平成26年度学校経営予算「重点事業枠」の配分

委 員 長： 報告事項8頁「報告事項4 平成26年度学校経営予算「重点次行枠」の配分」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： これは1年間の事業か。

高校教育課長： そうである。

溝 口 委 員： 来年度以降への継続は予定していないのか。

高校教育課長： まずは1年間の事業である。来年度については、予算折衝があるので確約はできないが、「教育行政のあり方検討会」からの提言でもあるので、来年度以降も継続して行いたいと思っている。

興 委 員： 選考の評価基準が「教育的効果はどうか」「独自性があるか」「予算の執行計画が適切に行われるか」と4点あって、その結果選ばれた学校の内訳が「実学推進分野、グローバル分野、授業改善分野、キャリア教育分野、心の教育推進分野」に分かれている。選ぶ基準のポイントが、既存の財源措置があればそれに対応すること、ハード的な整備ではなくソフトであること、ある特定の生徒だけでなくなるべく多くの生徒に効果があること、外部との連携で学校経営に貢献すること、という資料の4観点だとすると、今後それぞれの教育的効果、独自性、予算の側面で、「このように期待できるから選んだ」というメッセージが出てくると、来年度以降に学校経営計画書を作る過程で生きてくる。せっかく判断基準を作ってもらったので、その基準に沿った結果について、判断基準だけでなくメッセージ性をもってまとめてほしい。

なお、気になることがある。「既存の財源措置がなく新しいもの」とのことになっているが、あり方検討会でも「やりたいけれど財源措置が十分でないので、結局はできないのだ」ということだったので、ややもするとおざなりになってしまう。財源措置が少しあっても、校長としてさらにパワーアップしようとすることはあってもいいと思う。それが特色ある学校づくり人材づくりだとすると、財源措置を理由に対象外にするのは適切ではないと思う。教育委員会事務局の中だけで決定するのではなく、場合によっては第三者の目線も入れて、特色ある学校づくりという観点から選抜してもらい、結果として分野別にはこうですと報告してもらえればよい。

また、溝口委員が言われたように、単年度で終わるのではなく、次年度以降も継続するように要請してほしい。その際、既存の財源措置があるので対象外とするのではなく、特色ある学校づくりをサポートする努力が必要である。

さらに、ICT活用についての説明もあったが、経営予算の重点事業枠以外でも、学校現場でICTの充実・強化をどう図るかということは重要な問題なので、現状解析をして適切なアクションをとるべきである。それこそ、総合教育会議で予算権を持つ知事部局と議論していく中で、予算をとってほしい。

委 員 長： 端的な御発言をお願いします。

溝 口 委 員： 特色ある学校づくりのためにもいい取組であり、結果を期待している。ただ、選考の審議過程が見えてこないなので、外部の専門家などの選考委員を入れるなどして、透明性を持たせて審議過程を見えるようにしてほしい。

また、53校の応募があり、そのうちの24校への配分となっているが、採用されなかった学校には不採用となった理由をフィードバックすることでさらに意義が出てくる。その学校自身で振り返りができ、学校運営の課題も見えてくる。他の学校はこのように工夫しているという情報も刺激になる。事業に予算をつけること以外でも効果は出せるの

で、フィードバックをぜひやってほしい。

高校教育課長： 選考過程であるが、資料の基準に基づいて評価をしたものである。ただ、予算の項目で予算の執行計画がある。「外部の選考委員を」という御意見もあったが、内容の良し悪しも大事だとは思いますが、それに加えて予算の執行について、既存の予算でできるかどうか、学校の予算を配分している立場での判断も必要である。同じようなことを既存の予算で行っている学校もあり、そのようなことを総合して事務局が実務的に選考を行っているものである。

不採用となった学校へのフィードバックについては、不採用の学校には理由を文書で通知するとともに、校長との面談を行う中で、学校経営計画と重点予算について説明しているところである。

溝口委員： ぜひメッセージを出してほしい。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項4を了承した。

#### 第19号議案 平成26年度県議会9月定例会に提出する報告書

委員長： 議案書1頁「第19号議案 平成26年度県議会9月定例会に提出する報告書」について、山本教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： 別冊資料の8頁に、第1章のまとめとして「目標」「成果指標の達成状況」「進行管理指標の達成状況」「総括評価」が整理されている。では、目標である「様々な知識や技術等を身に付け、これからの社会を支えようとする「有徳の人」を育成するため、いつでも、誰でも、どこでも学び続ける生涯学習社会の形成に向けた施策を推進する」の結果として、静岡県が昨年度一年間、これまでの累積の上に立った結果として何だったと総括できる評価になっているのか。いきなり総括評価が出てくるが、「いつでも、誰でも、どこでも学び続ける生涯学習社会の形成」の総括はどこを見ればよいか。

教育長： 総括評価全体を読むと浮き彫りになってくる。ただ、御指摘のようにそれぞれを端的に表現している項目はないので、それについては追加してもよい。

興委員： まず総括を冒頭に持ってきて、「なお具体的には」として個別の8つの指標を書いて、「その他個別事項としてはこうだ」とまとめると、教育委員会がしっかり把握していると感じられる。もともと検討会では「個別の課がやっていることではなく、このような形で教育の実がどうだということを教育委員会として総括することが必要」と言われた。そこを報告書の形にしていく必要があると思う。ただし、併せて教育委員会としてどうするのかという問題があって、最後の検討会で「事

事務局に振るだけでなく、教育委員会で直接行うことがある」と言ってきたが、武井教授の3点の指摘は大きく捉えられていてよい。このような視点が欠けているのが、地教行法第27条によって行われる教育委員会の点検評価ではないかと思うので、事務局としては個別論に陥らないよう、先生の意見を踏まえた報告書にしてほしい。ただ、我々教育委員としてメスを入れていかねばならないので、教育委員に宿題として出してもらって、それらを元に教育委員会として全体が何であるかをまとめていくことが、教育委員会としての責務ではないか。今回はそこまでできていないので、次回の審議にしてもよい。

教 育 長： ありがたい御意見である。この議案は継続審議でもいいので、ここでは大きなところの御指摘をいただきたい。前回、「総括評価がないので各章ごとにいれるべき」との興委員の御指摘でこの資料を作成した。また今回、「その総括評価を概論的にまとめる一文がほしい」との御指摘があったので、次回に反映させていただく。

興 委 員： 教育委員の個々の意見を羅列する必要はなく、事務局で整理してまとめてくれればよい。ただ、個々の意見は、それぞれの責務を果たす観点から出していただく必要があると思う。点検評価の検討会でもいろいろな意見があり、かなり踏み込んで、現在行われている各課との施策に対する点検評価に加え、教育委員会は教育委員会活動の自己評価のほか、教育長及び事務局に委任した事項を含めた教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について総括する責任ある。そのため、事務局としての所掌と、教育委員会が直々にやっていくことがある。一年間の集成の結果なので、我々の責任の下で書いてみることも必要ではないか。

委 員 長： 別冊資料75頁以降の成果指標の達成状況が「C」になっている項目を見ていくと、コミュニティ・スクールなど、今年度やろうとしているものが多い。この達成状況「C」は、今の取組を着実にこなしていくと「B」や「A」に変わっていく。例えば、生涯学習の1章のところの「『いつでも、どこでも学ぶ人が増えている』と感じている人の割合」や「地域にある学校を身近に感じている人の割合」が「C」だが、地域における学校の存在感が低いので「C」になっているのだと思う。他にも「地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合」も達成状況「C」である。これも、コミュニティ・スクールを盛んにして地域の人を学校に呼び込んでいけば数値は上がっていく。それから、「新しい時代を展望した教育行政の推進」という目標に対する成果目標が正しいかどうかはわからない。不祥事を起こしたり、いじめが起きたりすれば、この成果目標の数字は大きく上がる。しかし、それではネガティブな注目に過ぎず、決してポジティブなものではない。ポジティブな面で、「新しい時代を展望した教育行政の推進」のところに県民に関心を持ってもらうためには、やはり、コミュニティ・スクールのように前向きに「みなさんと一緒にこんな学校を作っていきたい、あ

んなことをやっていきたい」というように盛り上がっていけば、この数字は上がっていく。同じような見方で見ていくと「家庭と地域との連携・協働の充実」の「地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合」も「C」であるが、校長が呼び込めば参加人数は増えてくると思う。

評価「C」は、今、教育委員会で問題にしてやろうとしていることばかりなので、昨年の問題を踏まえた上で、取り組んでいるところである。そのため、我々がこの教育振興基本計画に対して無力ではなく、「C」だった項目でも、今年、的確に施策を打とうとしているので、それがわかるように説明すれば県民にも納得してもらえらると思う。

「C」というのは、県民から能動的に教育委員会や学校に働き掛ける機会が少なかった項目である。しかし、誘い方が悪かったので、その部分についてはこれから強化していきましょうということである。そして、誘っても誘いに乗らない、関心を持たない県民についてもある程度警笛を鳴らしていく必要がある。特に、この点検評価は県議会に報告するものであり、県民全体に教育のことについて考えてもらいたい。いくら施策を打ち出して県民を引き込もうとしても、それに共感してくれる人がいないという現実も、ある程度浮かび上がっていると思う。

興 委 員： 「C」が正しければそれに対するテコ入れはメッセージとして重要だと思う。また、教育委員会として評価する際には、「不祥事があったがゆえにマイナスだ」とすると現場がやる気をなくしてしまうので、ネガティブなチェックするべきではない。「これまでもポジティブに色々な施策を講じてきているにもかかわらず、このような問題があったことは残念であるが、再び起こらないように一層努めて、信頼が得られるように更なる教育の質を高めていく」というメッセージの出し方を考えるべきである。教育委員会は不祥事を受け止めているけれども、現状はちゃんとプログレスがあるというメッセージがあれば、県民に安心感を与えることができる。

必ずしも、ネガティブな情報をストレートに表に出すのではなく、ネガティブな情報を受け止めながらもポジティブにどう評価するかが大事かもしれない。併せて、学識経験者から意見をいただく場でも話題となったが、目標値の設定が妥当かどうかという疑問があった。基本的には目標値ベースでこのような数字が出ており、出ている数字の信頼性はよくわからないが、61 頁に『外国人や外国の文化に積極的に接している人の割合』の達成状況はAであるが、多文化共生社会の抱える課題の大きさからいえば、目標値の 27% は決して高い目標とはいえないとアドバイザーから指摘されておられ」という意見が書いてあるが、目標値の妥当性という問題もあるので、今後は、そのような問題を受け止めながら対応しないと、期間が設定されているのでバインディングされてにっちもさっちも行かないとなると、教育の取組が非常に頑



なになってしまうので、そのような外部の方の意見を受け止めながら、チェック&レビューして政策を変えていく努力も一方では必要かと思う。ぜひ、何かポジティブに意見を頂戴して、きちんと進めているというメッセージも大事なので、そのような形で今年のものが相談できるとありがたい。

溝口委員： 大変充実した報告書になっており、何年か見ているが毎年バージョンアップして中身も充実してきている。記述についても、振り返りがしっかり書かれていると思う。

ただ、東京都の点検及び評価の資料を見ると、報告書自体は静岡の方が達成状況などもあって整理されていてわかりやすいが、東京では概要版が用意されており、振り返りが横軸で見えるようになっていてわかりやすいと感じた。見やすさという点では私たちも論点が絞れて話やすいし、ターゲットを絞っている見せ方もよい。

また、気になったのは、教員のメンタルヘルスと不祥事の項目で、先日、東京都で教育関係者から「全国の教員の不祥事で、静岡県はわいせつ案件が突出しているが、それはなぜか」と言われたが、「逆に顕在化できて自浄作用が機能しているからだ」と主張したら納得してくれた。メンタルヘルスの振り返りについて、以前にも冊子を作っていたが、今後の取組なども具体性が見えていないところもあるので、その次の段階でこれだけの教員がいる。精神的な数とかを見るとかなりメンタルヘルスの部分、ストレスなのか多忙なのかわからないが研修だけでは補いきれていない部分があるのではないか。その先をどのように救えるか、事故が起きる、事件が起きる前に手立てを打つ予防策もぜひ引き続きお願いしたい。

委員 長： 今日2人の委員が欠席しているが、極めて重要な議論なので、宿題とするという意見もあった。概括的なものをまとめて各委員に送ってもらい、それへの意見をまとめた上で、全員集合した場で議論したい。

教育 長： 各委員の思いをお伝えいただきたい。

委員 員： 各章の総括評価を読んだが、事務方が苦労してまとめられて前の資料よりも良くなった。しかし、これから総括評価をしようとするところで「何が必要ですか」とは書く必要はなく、評価らしい記載の仕方にとどめるべきである。「重要だ」、「必要だ」は全て削除して、できるだけ評価についてだけ書くと、もっとわかりやすいものになる。「重要性がある」「推進が必要」などは、総括評価とは関係ない。「結果として十分ではないのでやる必要がある」という表現であれば評価になるので、そのような観点でまとめていくともっとメッセージがクリアになっていく。

教育政策課長： 今回出している指標は、県教育振興基本計画の指標をそのまま使っており、それに対してどうだったかという形で、評価しているということだけ申し上げておきたい。

興 委 員： それを踏まえてどうしたらよいか、私たちの次のメッセージとしてま

とめていくことを御理解いただきたい。

- 委員 長： 他に質疑等はあるか。  
全委員 員： （特になし）  
委員 長： 本案を継続審議とすることに異議はないか。  
全委員 員： （異議なし）  
委員 長： 第19号議案を継続審議する。

**報告事項 平成26年 8 月の主要行事予定**

- 委員 長： 報告事項10頁「報告事項 平成26年 8 月の主要行事予定」について、  
池田教育総務課長より説明願う。  
教育総務課長： < 報告事項についての説明 >  
委員 長： 報告事項を了承した。

**【閉会】**

- 委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成26年度第 8 回教育委員会定例会を閉会とする。